

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	五輪通（平岸通～石山通（国道230号）間）概略修正検討業務
発 注 課	建）土木部道路課
選 定 事 業 者	中央コンサルタンツ株式会社札幌支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務は、過年度に上記業者が履行した3業務の成果に基づき、道路予備設計、平面交差点予備設計について修正を行うものである。 本事業は道路拡幅を伴うものであり、用地買収を予定している各関係者からは早期の契約を要望されていることから、事業を円滑に進めるためには今年度中に地元説明会の開催及び事業認可の取得を行う必要がある。 これまでの業務では、多くの関係機関（北海道公安委員会、北海道庁、道路管理者（市・国）、河川管理者（市）、公園管理者（道）、自衛隊など）と調整してきた経緯があるため、過年度の業務全てで契約実績があり、過去の経緯を熟知し、深い理解を持っている上記業者でなければ、業務の円滑な遂行及びそれによる今年度中の事業認可取得は困難である。 また、上記業者に委託することで、現地踏査や設計計画については省略が可能となり、業務の早期着手が可能となる。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、上記業者を特定者とした随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号